

江府町訓令第 12 号

江府町福祉人材育成補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

江府町長

白石祐治

江府町福祉人材育成補助金交付要綱の一部を改正する要綱

江府町福祉人材育成補助金交付要綱(令和5年3月16日 江府町訓令第2号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
第1条 略 (用語の定義) 第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。 1 介護サービス事業所等とは別表1に定める介護サービスを提供する事業所をいう。 2 介護サービス事業者等とは、介護サービス事業所等を運営する者や介護施設の運営を支援する者をいう。 3 就労希望者とは、介護福祉士養成校に就学し、将来、江府町内の介護サービス事業所等に就労することを目指す者をいう。 <u>4 支援対象者とは、本補助金の対象として補助事業者が支援する就労希望者をいう。</u> 第3条 略 (交付の条件) 第4条 本事業について、補助金規則第7条第1号の規定により町長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。	第1条 略 (用語の定義) 第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。 1 介護サービス事業所等とは別表1に定める介護サービスを提供する事業所をいう。 2 介護サービス事業者等とは、介護サービス事業所等を運営する者や介護施設の運営を支援する者をいう。 3 就労希望者とは、介護福祉士養成校に就学し、将来、江府町内の介護サービス事業所等に就労することを目指す者をいう。 第3条 略 (交付の条件) 第4条 本事業について、補助金規則第7条第1号の規定により町長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者が支援対象者に対し、修学支援(学費・教材費等)を行うこと。
- (2) 支援対象者が養成施設卒業後、江府町に居住し、補助事業者の事業所において介護福祉士として継続して5年間就労することを見込んだ育成・受入体制を整備すること。
- (3) 前号の就労継続が達成された場合に限り、当該支援に要した経費について本補助金の対象とすること。

2 ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りではない。

第5条 本事業の補助対象となる経費は、補助事業者が支援対象者の修学支援のために要した経費(学費・教材費等)とする。

第6条～第9条 略

(事業報告)

第10条 補助事業者は、毎年度の事業完了後、当該年度における事業の実施状況及び支援対象者の状況について、江府町福祉人材育成補助金事業報告書(様式第3号)により町長に報告しなければならない。

(交付条件の確認及び返還)

第11条 町長は前条の報告に基づき交付条件への適合状況を確認する。

- (1) 補助事業者が、就労希望者が介護福祉士養成校の学費を援助できる奨学資金を貸与すること。
- (2) 就労希望者が学校等卒業後に、江府町に居住してかつ、補助事業者の運営する事業所において介護福祉士として5年間連続して業務に従事すること。
- (3) 補助事業者が、前号の条件を満たした者に対して、前々号に基づき貸与した奨学金の返済を全額または一部の免除すること。

2 ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りではない。

第5条 本事業の補助対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助事業者が第3条第1項に掲げる事業目的の達成のために、就労希望者に貸与した奨学金であって、前条により返済を免除した額のうち次の各号に掲げる経費に対する支援に相当するもの。

(1) 就学期間中の学費

(2) その他就学に必要な経費(教科書代・教材費など)

第6条～第9条 略

(実績報告)

第10条 第4条に定める本補助金の交付要件を満たした場合は、江府町福祉人材育成補助金実績報告書(様式第3号)により町長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に定める実績報告書の提出があった場合は、当該報告書の書類を審査し、本補助金の交付要件に適合すると認めたときは、江府町福祉人材育成補助金額確定通知書(様式第4号)によ

2 支援対象者が交付条件を満たさないことが判明した場合は、町長は補助金の返還を命ずることができる。

(報告義務)

第12条 補助事業者は、支援対象者が次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 退学もしくは卒業の見込みがないと判明したとき。
- (3) 休学又は停学の処分を受けたとき。
- (4) 在籍学部の変更をしたとき。
- (5) 養成施設を卒業したとき。
- (6) 介護福祉士の資格を取得し登録を行ったとき。
- (7) 法人の運営する事業所に就業したとき。
- (8) 死亡又は失踪したとき。

2 補助事業者は、前項に定めるもののほか、支援対象者について、在学中にあっては毎年度1回、在学していることを確認できる書類(在学証明書等)を町長に提出しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、追加の資料の提出を求めることができる。

り通知するものとする。

(報告義務)

第12条 補助事業者は、就労希望者が次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 退学もしくは卒業の見込みがないとは判明したとき。
- (3) 奨学資金の貸与を辞退するとき。
- (4) 休学又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 在籍学部の変更をしたとき。
- (6) 養成施設を卒業したとき。
- (7) 介護福祉士の資格を取得し登録を行ったとき。
- (8) 法人の運営する事業所に就業したとき。
- (9) 奨学資金の貸し付けを受けた者が死亡又は失踪したとき。

別表 2

1 対象経費	2 補助基準	3 補助率
第 5 条に定める、 <u>補助事業者が支援対象者の修学支援のために要した経費</u>	<u>支援対象者一人当たり</u> 2,000 千円を上限とする。	10 / 10

様式第2号
(別紙1)

様式第3号
(別紙3)

(削除)

別表 2

1 対象経費	2 補助基準	3 補助率
第 5 条に定める、 <u>補助対象事業者が免除した奨学金返済金相当額</u>	<u>免除した奨学金返済額の一人当たり</u> 2,000 千円を上限とする。	10 / 10

様式第2号
(別紙2)

様式第3号
(別紙4)

様式第4号
(別紙5)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。